

## Aichi-Nagoya 2026 文化プログラム主催事業 伝統工芸ブース出展委託業務 仕様書

### 1 目的

Aichi-Nagoya 2026 文化プログラム主催事業（<https://www.aichi-nagoya2026-culturalprogramme.org/sponsored/>）に参画し、メインメディアセンターにおけるブース出展を通して愛知県内の伝統的工芸品<sup>※1</sup>及び郷土伝統工芸品<sup>※2</sup>をメディア等の大会関係者にPRすることで、アジア地域における「あいちの伝統工芸品」<sup>※3</sup>の認知度を高め、将来的な販路開拓へと繋げていく。

本業務は、県及び愛知県伝統的工芸品産業関係機関<sup>※4</sup>（以下、「伝産関係機関」という。）と連携・調整を行いながら進めるものとし、事前準備から設営、期間中の運営、撤去までを包括的に委託する。

- ※1 昭和四十九年法律第五十七号「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」により国から指定を受けた 15 品目（有松・鳴海絞、常滑焼、名古屋仏壇、三河仏壇、豊橋筆、赤津焼、岡崎石工品、名古屋桐箆笥、名古屋友禅、名古屋黒紋付染、尾張七宝、瀬戸染付焼、尾張仏具、三州鬼瓦工芸品、名古屋節句飾）
- ※2 県 Web ページ (<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/sangyoshinko/aichidensan.html>) 掲載の工芸品。昭和初期以前に発祥（概ね 80 年以上）し、主として日常生活に使用され、伝統的な技術・技法で製造されるもの。
- ※3 県内の伝統的工芸品及び郷土伝統工芸品の総称
- ※4 県内の伝統的工芸品 15 品目の産地組合及び組合加盟事業者並びに愛知県伝統的工芸品産業振興協議会等

### 2 委託期間

委託契約締結日から 2026 年 11 月 30 日(月)までとする。

### 3 業務に関する全般的な事項

- (1) 委託業務の実施に当たり、迅速かつ確実に対応できる体制を確保すること。
- (2) 業務の性質上、当然実施しなければならないもの及びこの仕様書に記載のない事項であっても、それが本業務を遂行するために必要となる事項である場合は全て実施するとともに、伝産関係機関等にその内容を周知徹底し、業務の遂行に当たらなければならないものであること。
- (3) Aichi-Nagoya 2026 のスポンサーを含む大会関係者の権利保護の観点から、本ブース出展が営利目的の活動とならないよう注意すること。

### 4 ブース出展概要

- (1) 出展期間：2026 年 9 月 16 日（水）～10 月 4 日（日）【19 日間】（予定）
- (2) 実施時間：10：00～17：00（予定）  
※初日（設営）及び最終日（撤去）は時間変更（延長）の場合あり
- (3) 出展場所：Aichi-Nagoya 2026 メインメディアセンター（名古屋市国際展示場）  
※交流センター 1 階（屋内）3 ブース（48 m<sup>2</sup>）のうち 1 ブース（16 m<sup>2</sup>）
- (4) 出展内容：伝統工芸品の展示及び実演等

### 5 委託業務内容

上記 1 の目的を達成するため、下記（1）～（6）の事項について実施すること。なお、展示・実演方法、スケジュール、役割分担などに関しては受託者が主体となり、伝産関係機関及び県と協議のうえ調整を行うこと。

- (1) 事前準備
  - ア 伝産関係機関への依頼・調整
    - (ア) 展示
      - 県内の伝統的工芸品 15 品目の産地組合から、期間中の展示物を借用し、運搬・設置
      - 借用できない品目については、写真入りパネル等で代用

- 借用物品の名称、内容説明等のキャプション作成（日・英併記）
- (イ) 実演またはワークショップ
  - 愛知県伝統的工芸品産業振興協議会等の協力を得て、期間中 10 日程度を目安に実演披露またはワークショップ実施日を設定
  - 実演者は愛知県伝統的工芸品産業振興協議会等から派遣を受けることとし、実演内容や人数、時間帯、必要物品等を聞きとりの上で実演環境を整備
  - 実演者への謝金は、予算の範囲内で県が支給
  - 日時や実演内容、実演者等の告知物作成（日・英併記）
- イ Aichi-Nagoya 2026 文化プログラム主催事業責任者等との調整
  - ID パスや持込機材の申請など、各種手続きは原則として受託者が行う
- (2) 展示等設営
  - Aichi-Nagoya 2026 文化プログラム主催事業責任者の指示する時間帯、手順等に従うこと。原則として搬入は受託者において行うものとし、伝産関係機関等の協力を得る場合は、輸送代は受託者負担とするなど配慮すること。
  - ア 展示
    - (ア) 展示物
      - 上記（1）アにより調整・決定した展示物を、ブース出展期間中の実施時間（10：00～17：00 予定）に、来場者が見やすいようにレイアウト・展示を実施
      - 実施時間外（17:00～10：00 予定）は保管庫への格納・施錠や、ブース自体を自立式パネルで覆うなどして盗難や破損が起これないように留意し、各種保険は受託者において加入すること
      - 現時点で想定される展示物は以下のとおりだが、必要に応じて追加・変更すること
        - ・ 県内の伝統的工芸品 15 品目 各 1～2 点
        - ・ 上記キャプション（伝統的工芸品名、該当の伝統的工芸品概要説明、作品タイトル、作品説明等）（日・英併記）
        - ・ 県が提供する伝統的工芸品及び伝統工芸品 各 1 点
        - ・ 上記キャプション（工芸品名、該当の工芸品概要説明、作品タイトル、作品説明等）（日・英併記）
    - (イ) 環境整備
      - 保管庫（テーブル台、W880×D515×H800 mm）1 台、テーブル（W1500×D600×H700 mm）2 台、いす 2 脚、市町村名記載看板（愛知県）は備品として準備されるため、その他、展示や実演等に必要な什器等を整備すること
      - 現時点で想定される什器等は以下のとおりだが、必要に応じて追加・変更すること
        - ※ 別紙「自立式パネルイメージ」及び「伝統工芸ブースレイアウトイメージ」参照
        - あいちの伝統工芸品 自立式パネル（日・英併記） 1 式
          - ・ W3,800mm×H2,000mm 程度
          - ・ 説明文と写真で「あいちの伝統工芸品」を紹介するもの
          - ・ 展示等実施中はブース奥に配置し、展示等の背景とする
          - ・ 実施時間外はブース自体を覆うように手前に配置し、通行者へ伝統工芸品の PR を行うとともに、残置展示物等を目隠しできる作りとする
          - ・ パネルの移動や、パネル前後の人の出入りが平易になるよう、複数枚に分割して作成、設置すること
        - 実演台 1～2 台程度
          - ・ W1,000×D600×H600mm 程度
          - ・ 備品テーブル同様に、白ビニールクロスで覆うこと
          - ・ 伝産関係機関から希望を聞きとり、作業しやすい仕様とすること
        - 実演椅子 1～2 台程度
          - ・ 実演台に合わせ、作業しやすい仕様とすること

- 照明（100Wまで） 5個程度
  - ・ 展示物や実演の様子が、来場者へ見えやすいように設置すること
  - ・ 電源用の延長コード等も併せて準備すること
- チラシラック 1～2台程度
- その他 実演等で100W以上の電源を要する場合の発電機等

#### (ウ) 配布物

- 県内の伝統的工芸品 15品目個別紹介チラシ（日・英併記） 各100部
  - ・ 版型不問
  - ・ 上記 ア 展示（ア）展示物 により作成するキャプションからの文章抜粋（伝統的工芸品名、該当の伝統的工芸品概要説明）と、上記 ア 展示（イ）環境整備 により作成する自立式パネルからの文章・写真抜粋等により作成すること
  - ・ 増刷用の入稿データ（ai等）及び県 Web ページ掲載データ（PDF）を県に納品すること
- 県内の伝統的工芸品 15品目全体紹介チラシ（日・英併記） 100部
  - ・ 版型：A4版（縦）
  - ・ 県内の伝統的工芸品 15品目個別紹介チラシの内容を網羅する内容で作成すること
  - ・ 増刷用の入稿データ（ai等）及び県 Web ページ掲載データ（PDF）を県に納品すること
- 実演またはワークショップスケジュール紹介チラシ（日・英併記） 100部
  - ・ 版型不問
  - ・ 配布のほか、時間外は自立式パネルに掲示する等して通行者へ周知すること

#### イ 実演またはワークショップ

「伝統工芸ブースレイアウトイメージ」を参考に、実施の時間帯はブース内のレイアウトを変更し、展示との両立を図ること

### (3) 運営

#### ア 人員配置

実施時間中はブース責任者及び通訳（英語対応）を各1名配置し、展示品看守及び来場者からの問い合わせ対応等を行うこと。なお、休憩等によりブース運営が1名体制になる時間帯が発生することはやむを得ないが、実演またはワークショップの実施時間帯は、実演者に通訳が随伴できるよう調整すること。

#### イ 業務マニュアル整備

想定問答やトラブル対応等を含むマニュアルを作成の上で関係者に周知し、円滑な業務遂行に資すること。

#### ウ 伝統工芸品展示

ブース出展期間中の実施時間（10:00～17:00 予定）に、来場者が見やすいようにレイアウト・展示を行い、国内外からの来場者にあいちの伝統工芸品をPRすること。

伝統工芸品毎に伝産関係機関の意向等を確認の上で、棄損しやすいものには「手触れ禁止」表示を施すなどしながら監視し、展示物等の保守管理を行うこと。

実施時間外（17:00～10:00 予定）は保管庫への格納・施錠や、ブース自体を自立式パネルで覆うなどして、展示物等の盗難や破損が起こらないよう十分に留意すること。

#### エ 衛生管理・清掃

展示ブース内の環境維持を図るため、ごみの収集・処分などを行うこと。

#### オ 日報

ブース責任者は期間中毎日、実施内容や来場者数、対応内容等を日報として記録し、3日に1度程度の頻度で県へ報告すること。

#### カ 緊急時対応

火災、台風、地震等の不測の事態に備え、Aichi-Nagoya 2026 文化プログラム主催事業責任者やブース責任者等と常時連絡を取れる体制を整えること。トラブル等が発生した場合は、

必要に応じて県に確認したうえで、受託者の責任において適切に対応すること。

#### (4) 実演またはワークショップ

##### ア 実演者

派遣日時や人員、実施内容、持込機材等については伝産関係機関と調整の上で決定し、各種手続きは原則として受託者が行うこと。

実施にあたり、実演者に補助が必要な場合はブース責任者や通訳がサポートするなどしながら、円滑に業務にあたること。

実演者に対して、各国メディア関係者からの取材等があったときは通訳を行う等、適宜対応すること。

##### イ スケジュール

伝産関係機関と調整の上で決定した実施スケジュールについての告知物を作成し、関係者のみならずブース来場者にも周知し再訪を促すなどして、効果的な伝統工芸品のPRに努めること。

事前準備等に時間がかかる場合もあるため、伝産関係機関との調整は早期に行うこと。また、当日の実施についても、実演者に一定の休憩時間を確保するなど配慮しながら、円滑に業務にあたること。

#### (5) 展示等撤去

Aichi-Nagoya 2026 文化プログラム主催事業責任者の指示する時間帯、手順等に従うこと。

原則として搬出は受託者において行うものとし、伝産関係機関等の協力を得る場合は、輸送代は受託者負担とするなど配慮すること。

展示ブース備え付けの備品を除く全てを撤去し、原状復帰すること。

#### (6) その他

自立式パネルやチラシ等の制作物はすべて日英併記とし、伝統工芸品の写真やイラストを中心に、基礎知識のない海外の方にも分かりやすい内容とすること。

制作にあたっては伝産関係機関と連携し、産地や伝統工芸品について調査、取材、写真撮影等を行い、伝産関係機関及び県の内容確認後に完成させること。

## 6 進捗管理

受託者は、契約期間中、本事業を総括する統括責任者を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。

統括責任者は伝産関係機関と連絡を密にし、必要に応じて説明会や打ち合わせを実施すること。また、説明会及び打ち合わせにおける議事録を作成し、県へ提出すること。

## 7 権利の帰属等

### (1) 著作権の帰属

ア 本業務で作成される成果物の著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権は、県に譲渡されるものとし、その対価は、委託金額に含まれるものとする。

イ 委託者は、当該成果物の内容を受託者の許可なく自由に公表することができる。

ウ 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該成果物を利用目的実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意するものとする。

エ 受託者は、委託者及び第三者に対して、本業務で作成する成果物に関する著作権者人格権(公表権、同一性保持権、氏名表示権)を一切行使せず、また第三者がかかる権利を行使しないよう、受託者の責任と負担の下で権利処理を行うものとする。

### (2) 権利処理

ア 本業務の成果物に使用される文芸、美術等一切の著作権、第三者の肖像権、プライバシー権その他一切の権利及びカメラマン、デザイナー、アートディレクター、コピーライターその他本業務に関与する全ての者に関する権利の処理は、全て受託者の責任と負担で行い、本業務の成果物の著作権が何ら問題を生ずることなく完全な状態で委託者に帰属するよう措置するものとする。

- イ 関係者その他第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理するものとする。
- ウ 契約期間に関わらず、今後、本業務のために製作されたイラスト、デザイン、撮影された写真等の素材データの行使に関するあらゆる二次使用料については、委託金額に含まれるものとする。万一、関係者その他第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理するものとする。

## 8 事業報告

受託者は、業務完了に伴い、以下の通り報告書を提出すること。

### (1) 提出書類

ア 実施報告書A4版(縦) 2部

- ・ 実施概要や制作物のほか、展示や実演等の様子は写真で記録し、来場者数等のPRの成果についても記載すること
- ・ 図面等、A4版に記載し難いものは、他版型で作成し別途添付すること

イ 上記報告書の電子データ 1式

ウ 制作物の電子データ(入稿データ(ai等)及び県Webページ掲載データ(PDF)) 1式

- ・ 県内の伝統的工芸品15品目全体紹介チラシ(日・英併記)
- ・ 県内の伝統的工芸品15品目個別紹介チラシ(日・英併記)

### (2) 提出期限

令和8年11月30日(月)

### (3) 提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県経済産業局産業部産業振興課

# 自立式パネルイメージ

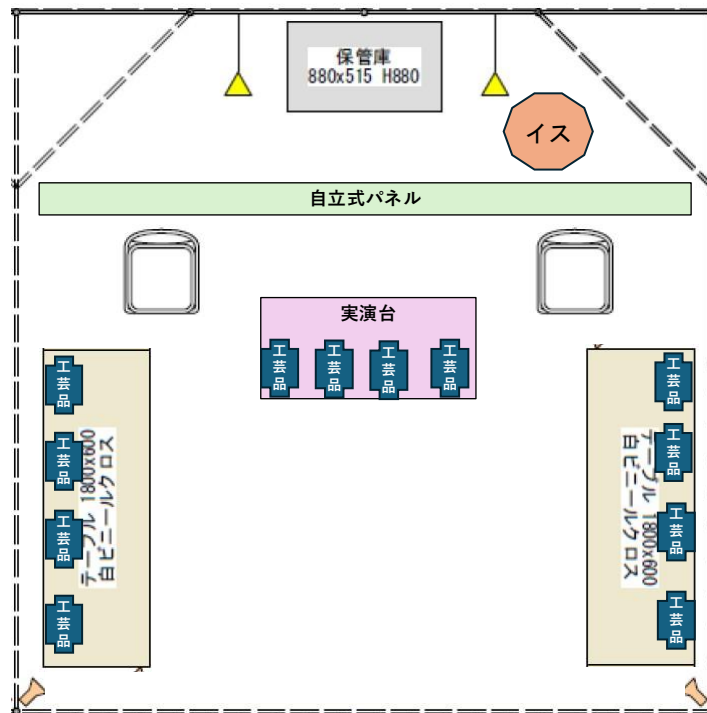
## あいちの伝統工芸品 / Traditional Crafts in AICHI



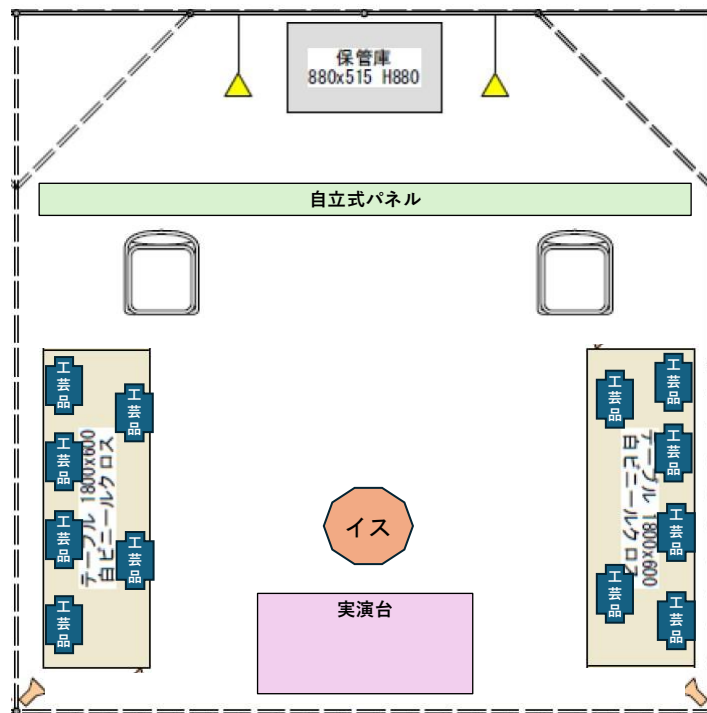
古くから「モノづくり県」として知られる愛知県。職人の技が光る工芸品も数多く受け継がれており、なかでも100年以上の歴史を誇る15品目は、国から「伝統的工芸品」として指定を受けています。/  
Aaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaa  
aaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaa  
aaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaa  
aaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaa  
aaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaa  
aaaaaaa.

# 伝統工芸ブースレイアウトイメージ

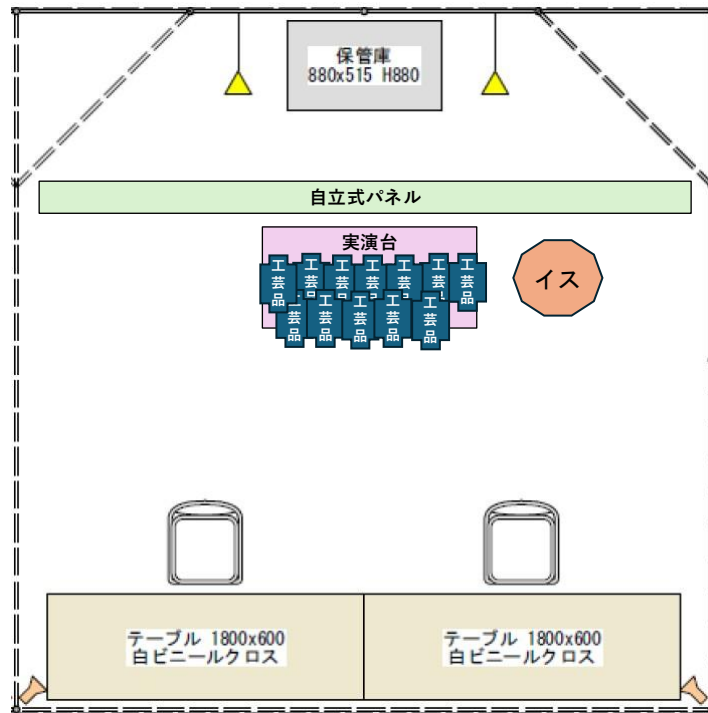
展示中



実演中



ワーク  
ショップ  
中



時間外

